

＜山形県では就職氷河期世代の方の技能検定手数料を補助します！＞

～就職氷河期世代のための～

資格にチャレンジし、
就職に活かそう！

技能検定手数料支援事業

山形県では、就職氷河期世代の技能向上及び就職促進のため、就職氷河期世代の求職者が技能検定を受検する場合の受検手数料を補助します。

＝ 技能検定とは ＝

働くうえで身に付ける、または必要とされる技能の習得レベルを評価する**国家試験**です。

県職業能力開発協会が実施する試験のほか、ファイナンシャル・プランニングなど民間の試験機関が実施する試験も合わせ、全部で131種類あります。 ※詳しくは、裏面をご覧ください。

補助対象者

令和5年度技能検定の受検者のうち、就職氷河期世代（※）の求職者（在職求職者含む）で山形県内の公共職業安定所（ハローワーク）において、職業相談をしている者

※令和5年4月1日時点で、大学卒業者の場合は41歳から52歳、短期大学卒業者の場合は39歳から50歳、高校卒業者の場合は37歳から48歳の者

※出入国管理及び難民認定法別表1の上欄の在留資格をもって在留する者を除く

補助金の額

受検する技能検定（実技試験）の検定手数料とし、1人あたり **18,200円** を上限とします。

申請方法

県HPに掲載の『就職氷河期世代技能検定手数料支援事業費補助金交付申請書（兼実績報告書）』に必要書類を添付し、申請してください。

添付書類として、以下の書類が必要です。

- ・技能検定受検票の写し
- ・氏名及び生年月日が確認できる書類（運転免許証の写しなど）
- ・振込口座の情報が確認できる書類（通帳の写し）
- ・県内の公共職業安定所において職業相談を受けていることが確認できる書類（県内の公共職業安定所の証明が必要）

例）①公共職業安定所（ハローワーク）にて職業相談
⇒ ②技能検定の申請 ⇒ ③技能検定受検
⇒ ④公共職業安定所の証明 ⇒ ⑤補助金の申請



申請期間

技能検定実技試験日から起算して、30日以内 ※可否にかかわらず申請できます。

職業相談の証明

受検前に公共職業安定所（ハローワーク）で職業相談し、受検後に公共職業安定所の証明を受けてください。 ※受検前に職業相談をしていない方は証明できません。

Q1 技能検定の概要は？

●試験の種類

試験の難易度によって1級、2級、3級に分かれます。また、職種によっては難易度を分けないで行う単一等級があります。さらに、職種によっては管理・監督者向けの特級があります。

●試験の方法

学科試験と実技試験があります。

職種一覧（厚労省HPへ）



●受検資格

関連する仕事の経験や卒業・修了した学科・訓練科に関する検定職種について受検資格を得ることができます。

3級の場合、次の方に受検資格があります。

- ・検定職種に関する仕事の経験がある方

例) 機械製造の経験者 ⇒ 機械検査、機械・プラント製図 などが受検できます。

- ・検定職種に関する職業訓練施設又は専門高校等（工業高校、農業高校、各種専門学校 等）を修了・卒業した方

例) 電気科の修了・卒業者 ⇒ 電子機器組立、電気製図 などが受検できます。

●出題範囲

厚生労働省のホームページで公開しています。【技能検定 等級区分】で検索してください。

●学習方法

問題集や過去問題があります。また、職種によっては事前講習会があります。詳しくは、県職業能力開発協会（電話023-644-8562）または、民間の試験機関にお問い合わせください。

●受検の流れ

試験案内開始⇒受検申請の受付開始⇒実技試験問題の公表⇒実技試験・学科試験⇒合格発表

= 令和5年度技能検定 = ※県職業能力開発協会実施分

【受検申請の受付期間】 前期：4/3（月）～4/14（金） 後期：10/2（月）～10/13（金）

【試験の日程】 職種により前期と後期に分かれています。詳しくは、受検案内でご確認ください。

※ 山形県の技能検定の受検案内、講習会の案内、過去問題等については、技能検定の実施機関である山形県職業能力開発協会にお問い合わせください。

山形県職業能力開発協会

〒990-2473 山形市松栄2-2-1 電話023-644-8562

職業協会HP (<http://www.y-kaihatu.jp/>)



※ 民間の試験機関が実施する職種については、試験実施スケジュールが職種によって異なります。詳しくは民間の試験機関にお問い合わせください。

試験機関一覧（厚労省HPへ）



Q2 支援の流れは？

